

2019年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

平成30年度から国民健康保険の広域化が行われており、国保事業を安定して運営していくことも含め、賦課方式の見直しや応能・応益割について慎重に検討したいと考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの国保税均等割の負担軽減策については、軽減した財源をどのように補填するかが問題であり、一般会計等からの繰入れで補填することは、長瀬町全体の財政バランスや、国保に加入していない方との負担の公平性から鑑みると町民の理解を得ることが難しいと考えております。

また、子育て世帯に限らず、国保税の軽減措置については、世帯の合計所得が条例で定める基準より少ない世帯を対象に、7割・5割・2割の応益割軽減を既に実施しており、そのうちの5割・2割軽減については、平成30年度税制改正に伴い、軽減判定所得を引き上げるなど、軽減措置の対象となる範囲の拡充を図っております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

国民健康保険事業の運営は、国保税と県支出金等で賄い、独立採算制が原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の皆さんにも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、今後増大していくことが予想されております。国保税は国保財源の根幹でありこれを確保して、国民皆保険を支える国民健康保険の安定化を図ることは重要です。法定外繰入を増額し国民健康保険税を引き下げるとは、長瀬町全体の財政のバランス、国民健康保険に加入していない方との負担の公平性を鑑みると難しいと考えております。

また、低所得世帯に対しては、7・5・2割の応益割軽減を実施しており、5割・2割軽減対象者については軽減判定所得の引き上げを実施しております。それでも納税困難な世帯は、納税相談等により対応しています。

なお、国民健康保険の広域化に伴い、国の制度による激変緩和措置や県による激変緩和

措置も実施する方針となっております。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

国保税の申請減免に係る減免基準につきましては、国保法第 77 条の規定に基づき、各自治体が独自の条例で定めております。当町においては、長瀬町国民健康保険税条例第 26 条で定めておりますが、今回のように条文に明記されていない事案につきましては、「その他特別の事情により、減免の必要がある」と町長が認める世帯が減免措置の対象となってまいりますので、世帯の状況をしっかりと調査したうえで、適切に対応したいと考えております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

災害等により被災した被保険者に係る国民健康保険税については、既に国保法や町の条例に規定があり、納税猶予、納期限の延長及び減免を行うとされておりますので、被災状況に応じて適切に対応したいと考えております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

他の市町村の状況等も見ながら慎重に検討したいと考えております。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

減免制度につきましては、町広報誌の誌面や被保険者証更新時等の機会に周知していきたいと考えております。また申請書につきましては長瀬町国民健康保険に関する規則の様式 8 号として定められておりますが、要望が有り必要があれば様式の変更も検討していきたいと思っております。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住

民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

滞納者の中には、経済的な理由等により、どうしても納税が困難な方もおられますので、そのような方につきましては、随時、納税相談を実施し、個別に生活状況等を聞き取りする中で、無理のない額で分納が行えるよう配慮するとともに、町民課と連携し、納付額に応じた短期保険証の交付を行っております。

- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

滞納処分を執行するにあたっては、個々の滞納者の資力や財産、生活状況等を把握するための実態調査も行っており、調査の結果、差し押さえ可能な財産がない方や、差し押さえすると生活が著しく困窮する恐れのある方、所在と財産がともに不明である方など、法律に基づく滞納処分の執行停止要件に該当すると判断したものについては、滞納処分の執行を停止するなどの措置を講じております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

長瀬町では保険証を全員の方に郵送しております。

- ② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

長瀬町では保険証の窓口留置をしておらず、全員の方に郵送しております。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書については、国民健康保険法第9条に基づき国民健康保険税を1年以上滞納した場合には、納付できないことについて災害その他の特別の事情がある場合を除き、被保険者証の返還を求めた上で交付することとされています。この制度は、滞納者への納税相談や納付機会を確保し、国民健康保険税の納付について理解を得ることにより納付済みの被保険者との公平を図ろうとするものであり、機械的に資格証明書を交付しているものではありません。なお、当町においては「長瀬町国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱」に基づき実施しておりますが、現在、発行世帯はありません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

現在、被保険者代表2名、医療関係者代表2名、公益代表2名の6名で公正な国民健康保険運営協議会の運営を実施しておりますが、公募導入への問題点等勘案しながら検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

他の市町村の開催状況を見ながら開催について検討したいと考えております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査は、平成27年度より自己負担金がなくなり、無料で受診できます。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

実施期間については、他の市町村の開催状況を見ながら検討したいと考えております。健診項目につきましては、厚労省のホームページに掲載してある健診の基本的な項目は全て満たしております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

健康づくりにつきましては、「元気モリモリ体操」をはじめとした介護予防事業や成人保健事業、認知症予防の事業等を実施しておりますが、これらの事業を引き続き実施するとともに、新たな事業の実施等も検討していきたいと存じます。保健師の増員につきましても検討していきたいと存じます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健診や健康づくり事業等に関する事業では、個人情報を扱うことが多くなります。今までと同様に、個人情報の管理には十分に留意して、実施していきます。

2. 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためら

うことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

当町において、資格証明書及び短期保険証を交付した方はおりません。交付については、広域連合の定める基準により行っております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

現在は後期高齢者のみを対象にした事業は実施しておりませんが、「元気モリモリ体操」などの介護予防事業と一体的に実施しています。後期高齢者の方でも安心して利用できるよう送迎を実施しております。

既存事業の参加の状況や要望等を伺いながら、新たな事業の実施等も検討していきたいと存じます。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健診および歯科検診につきましては、無料で実施しております。人間ドック・がん検診については、予算の都合上困難ではありますが、今後の検討課題とさせていただきます。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

第7期計画額	介護予防・日常生活支援総合事業	82,500千円
	包括的支援事業・任意事業	16,000千円

利用者については、要支援、事業対象者認定者数の推計により、H30 142人、R元 145人、R2 148人と見込んでいるため、ほぼ予想どおりに推移しております。

また、地域支援事業については、事業費が上限額を超えそうな場合は、各事業間で調整のうえ、上限額内で工夫して事業を実施し、必要なサービスの維持に努めてまいります。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのように

おこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

A型サービスについては、介護事業所の指定によるサービスがほとんどを占めるため担い手の養成も事業所に頼る形となっております。

B型サービスについては、町が実施しているサービスはありませんが、高齢者が利用できる「元気と安全お助け隊」での有償ボランティアによる生活支援サービスは、B型に近い形のサービスで、平成30年度は延べ186件の利用実績がありました。また、生活支援整備事業の中で担い手養成としてボランティア養成講座（参加者16名）を実施しており、今後もボランティアを養成する予定です。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

(1) 平成28年度から総合事業として訪問型・通所型サービスを開始し、現行相当サービスも利用できるよう事業所の指定をしております。指定事業者の多くは介護サービス事業者であり、サービス提供事業者の確保はしております。今後も利用者の機能維持に努めてまいります。

(2) 介護従事者の処遇改善等については全国的な課題となっています。総合事業のサービス単価については、国が示す地域支援事業実施要綱等を参考として他市区町村の動向を勘案しながら検討してまいりたいと考えています。

3、 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

介護が必要な状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、住まい・医療・よぼう・生活支援が一体的に提供されるよう各分野の連携を強めることに重点を置き、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

高齢者の自立は自助のみではなく互助や公助を活用しながら自分らしく生活することと考えています。今後も高齢者の身体機能向上に特化することなく、総合的な生活支援サービスを検討していきたいと考えています。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

1. 認知症当事者（家族含む）への支援策

1) 認知症初期集中チーム

認知症が疑われる方や対応が困難な認知症の方、その家族を訪問し相談に応じる。30年度は個別相談会も開催し3組参加。

2) 認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の方、その家族などが気軽に参加し交流を楽しみリフレッシュする場として、また、地域の人々の認知症の理解と協力を深める場として開催。

3) 認知症ケアパスの作成と周知

「長瀬町医療と介護マップ」を作成・配付。長瀬町の高齢者施策、認知症ケアパスを掲載し、症状に応じた対応や利用できるサービスについて町民への周知をはかった。

4) 介護家族のつどい

介護をしている家族の方の勉強会・リフレッシュの場として開催。ケアマネージャーや包括支援センター職員も参加し、必要時アドバイスも受けられる。

2. 認知症の理解を広め、当事者を広く地域で支えるための支援策

1) あったか声かけ訓練

要援護高齢者の気づきと理解を深めること、認知症により行方不明になった方を発見した場合の対応を学び支援を広げていくことを目的に実施。

30年度は生活支援体制協議体、老人クラブ清流の会を対象に実施。

2) 認知症サポーター養成講座

認知症についての理解し、支援するサポーターを育成するための講座。

30年度は、一般はコープみらい、学生は小学5年生対象に実施。

3) 認知症対応力向上支援事業

認知症の方の支援にかかわる職員のスキル向上のために、長瀬町・皆野町の医療介護施設職員を対象に研修を行っている。年2回実施。

<認知症の方への支援策の中で特に好評なもの>

オレンジカフェ：30年度は年13回、のべ522人の参加あり。参加者同士での自然な声かけや支え合いが定着してきている。また、特に認知症の理解促進を目的に認知症講演会とコンサートをあわせて開催した回は町民126人の参加あり。参加者から「認知症について理解ができた」との意見があり、また、認知症の有無にかかわらずともに参加し楽しむ場として好評だった。コンサートと合わせることで気軽に講演にも参加でき、オレンジカフェも幅広い参加者に体感してもらえるため、認知症の理解促進のために今後も継続実施予定。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

定期巡回・24 時間サービスについては、現時点では、町内には提供する事業所はありませんが、今後サービスを希望する利用者があった場合には、すみやかに利用できるよう秩父地域の指定事業者の指定を行ってまいります。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護労働者の処遇改善等については全国的な課題となっております。町独自の支援については、他市町村の動向を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。国に対しては、機会があれば要請してまいります。

また、法令遵守の徹底については、実地指導時等に確認を行いたいと考えております。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

介護職種の技能実習制度活用は、これから迎える超高齢社会に備えるために、メリット・デメリットがあるため、検討しなければならない課題と考えております。なお、現在、町内に技能実習制度を活用している事業所はありません。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

国が作成したマニュアルを町内の介護事業者に対して周知し、介護事業者において、介護現場におけるハラスメント対策が進むよう協力を依頼しております。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホームの増設については、現在のところ、予定はありません。また、小規模多機能型居宅介護事業所については、現在、町内に1事業所あり、登録定員に余裕がある状況となっております。今後もサービス需要等を勘案しながら的確に対応していきたいと考えております。

なお、当町において特別養護老人ホームの待機者は、減少傾向となっております。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

低所得の方に対しては、負担限度額認定を行い、利用者の負担軽減を行っております。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な要介護3以上の方を支える施設としての機能に重点化されました。要介護1・2の方であっても、認知症などのやむを得ない事情により、在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所判定会議において、入所が認められる特例措置が設けられております。また、厚労省通知については、施設へ情報提供を行い連携を図っております。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】

平成30年度の保険者機能強化推進交付金の交付額は、1,298,000円でした。交付金の用途については、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に使用しました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】

令和元年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標の該当状況調査表を今後作成し報告するため、現時点ではどの程度交付されるのか不明です。交付金の用途については、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に使用する予定です。

- (3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

国から示される指標やQ & Aに基づき適切に対応したいと考えております。

7、 介護保険料を引き下げてください。

- (1) **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

介護保険事業の運営は、介護保険料と県支出金等で賄い、独立採算制が原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の皆さんにも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。当町全体の財政のバランスなどを鑑みると、一般会計から繰入れを行い介護保険料を引き下げることが難しいと考えております。

- (2) **低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。**

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

当町全体の財政のバランスなどを鑑みると、独自に介護保険料の減免は難しいと考えております。

- (3) **介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。**

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

納期内納付が難しい方や滞納額を短期間で納付することが難しい方につきましては、随時、納税相談および分納が行えるよう配慮しています。

- (4) **第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

介護予防の普及啓発・通いの場への支援等からなる「介護予防事業の推進」、地域ケア会議の実施・ケアマネジメント研修の開催等からなる「自立支援に向けた地域ケア会議の充実と在宅軽度者の重度化防止」、サロン活動など住民主体の取組への支援・高齢者のニーズに合った生活支援の担い手養成等からなる「自立支援体制の整備と高齢者の社会参加を促進する地域づくり」などが第7期計画の重視する点であり、

概ね良好な進捗状況と考えています。

今後、高齢者の増加により被保険者数が増加していきますが、前記のような事業を推進し重度化する高齢者の割合をを減少させ、認定率の増加を防ぐことが給付総額の増加を防止する方策のひとつと考えています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

住民税非課税世帯に属する在宅サービス利用者を対象に、利用料の一部助成を実施しています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

当町では、高齢者の虐待については地域包括支援センター（町直営）を中心に対応することになりますが、平成30年度において相談はありませんでした。

虐待に関する深刻な相談や通報があった場合には、関係機関と連携して対応する事になると考えています。

虐待は身体的なものだけではなく、発生する理由も本人や養護者が抱える様々な事情によるものと考えられるので、本人と養護者に対するフォローができれば防止策のひとつになると考えますが、それぞれの抱える事情が個人的なことで表に出ずらく、それを把握して対応することが困難であると考えます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

障害者の方が、安心して暮らせ活躍できる社会を目指し、福祉サービスの向上についても、秩父郡1市4町で構成する秩父地域自立支援協議会にて、協議、検討を今後も継続的に行っていきたいと考えております。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

まずは行政として出来ることをしっかり行う。その上で行政として出来ない事業は民間の力を借りなければなりません。官民連携を大切にしつつ、行政としての体制整備・

基盤整備の予算化を進めてまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

町内には入所の機能を持った施設は現在ございません。今後も利用者が希望する地域で暮らせるように、実施していきたいと考えております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者の方が何を必要としているのか聞き取りを行いながら、今後も事業を進めて参ります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

町内には入所支援施設やグループホームは現在ございません。今後も利用者が希望する地域で暮らせるように、実施していきたいと考えております。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

令和2年4月からは、秩父市にて複合型福祉施設の開所も予定しており1市4町による事業として、長瀨町も補助金として予算を立てたところでございます。長瀨町単独での実施は難しいため、今後も1市4町で協力していきながら、必要に応じて整備計画の策定も行ってまいります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護等につきましては、介護担当が同じ課内に組織されておりますので、今後も日々の連携を密に取りながら、対応していきたいと考えております。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療助成制度は、重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けられるようにすることで福祉の増進を図ることを目的としていますが、増え続ける医療費の公費負担を考えると一定以上の所得がある方については応分の負担をお願いすることもやむを得ないと考えます。また現在長瀬町では県が示す所得制限を導入しており、独自で年齢制限や一部負担金等の撤廃を行う予定もございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

長瀬町では、近隣市町村に先駆けて利用者の経済的負担や手続きの負担を軽減する目的から、平成28年10月1日に現行の秩父郡市に加え、深谷市、寄居町の医療機関へ現物給付のエリアを拡大しています。今後も近隣市町村の状況や必要に応じて、更なる現物給付のエリア拡大を検討していきます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

長瀬町では、2級まで福祉医療制度の拡充を導入すると財源の措置が厳しくなるとの埼玉県の見解から、導入については慎重にならざるを得ません。今後の近隣市町村の状況や埼玉県の指導に基づいて、必要があれば導入を検討する考えでございます。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

当町では、障害者生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用時間の拡大については、自己負担額が950円/hもかかってしまい、利用者への負担が増加してしまうため、利用時間の拡大は考えておりません。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

生活サポートの制度に関わらず、サービスについては必要に応じて制度の改善を行っていくことが大切であると考えます。利用者の声を大切にしながら、県・近隣自治体と協力して検討してまいります。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

利用者のさらなる促進のためにも、引き続き、県には働きかけを行ってまいりたいと考えております。

5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。
- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

ガソリン代支給制度（自動車燃料支給制度）につきましては、条件はございますが介護者の方の運転についても、対象としております。

また、両制度とも所得制限は設けておりませんが、精神障害者につきましては、対象としておりません。

今後は、県に対しての働きかけを勧めるとともに、他の市町村の動向を勘案しながら、精神障害者への拡充について検討してまいりたいと考えております。

6、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

当町では、本人から同意を得た方の情報を平時から消防機関、民生・児童委員には情報提供している。今後は、情報提供可能な避難支援等関係者の拡大を検討します。

家族がいる方で希望される方については、ご家庭の状況等を調査し、名簿に登録するかを検討します。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

町が福祉避難所を整備するには、膨大な予算がかかってしまい、整備は難しい状況です。

また、現在、町内にある特別養護老人ホームを福祉避難所として、指定してありますので、災害が発生した際には、そちらの施設を使用することになります。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害が発生した場合、避難所のスペース、救援物資等が限られた状況になるので、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態など様々な事情を考慮し、対応するよう考えております。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

現在、個人情報取扱、守秘義務等の課題があるため、民間団体への要支援者名簿の開示は難しい状況です。

開示をするには、民間団体との協定や合意などが必要になり、さまざまな方向から検討する必要があります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

4/1時点において、町内においては、待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

定員の弾力化は現在も行っております。最大で180人(30人増)は受け入れ可能となります。

ただし、保育士の人数により保育可能児童数も決まってくるので、年齢別は確定できません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備

をすすめてください。

【回答】

先ほども記述したとおり、現在、町内においては待機児童はおりません。また、町内にある2ヶ所の保育所（私立）と1ヶ所の認定こども園で需要と供給のバランスも取れているものと考えておりますので、現在のところ、認可保育所の新設・増設等については予定はありません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

入所を希望している方はみなさん入所しています。今後も現状のまま進めて参ります。また、町独自で補助金を支給しておりますが、引き続き実施していきます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

町内において、認可外保育施設はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

国でも処遇改善について、平成29年度から「技能・経験に応じた処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）」を行っております。町でもそれに準じて実施しております。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

給食食材料費（副食費）については、無償化に伴い実費徴収化となりますが、国や県の説明会でも注目されているところであります。国の方針がこの部分については、先送りされてきたこともあり、各市町村でも対応にばらつきが出てしまっているところでもあります。他町の動向を見つつ、保育園と連携を計って、負担増にならないよう検討してまいりたいと思います。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、

そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

現在、町内にあります保育所の数は、民間保育所が2ヶ所です。今後の方向性等につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、十分検討した上で、計画的に進めていきたいと考えております。また、保育に格差が生じないための必要な支援等についても、検討していきたいと考えております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在、町内にあります保育所は、公立はなく民間保育所が2ヶ所です。統廃合や市場化はないと思います。また、入所中の園児を退園させたことは過去にはなく、今後も同様に考えております。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

長瀬町では、公立学童を2箇所、私立学童を1箇所設置しており、入室基準に該当するすべての世帯が入室しています。また、すべての学童において適正規模の保育を行っております。引き続き、適切な学童保育の運営を行ってまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、長瀬町に設置している3学童では18時30分以降開設していないため申請しておりません。放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、厳しい財政状況の中、大幅な予算増は難しいと思われませんが、今後も子育てに関する予算の確保に努めるとともに、適切な執行に努めていきたいと考えております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

「長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」については、法改正に伴い改正しているため、規制緩和を行うことはありません。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

平成28年10月1日から長瀬町では子ども医療費助成制度（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）について、自己負担分の助成を拡大しております。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

県に対しては機会をみて要請してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

「生活保護のしおり」については、引き続き、適切な場所に設置してまいります。町では生活保護の相談及び申請書の進達事務等を行っており、「しおり」の作成については埼玉県にて行っているため、引き続き、県と連携して取り組んで参ります。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活保護は申請主義となっております。困窮している住民にとって申請しやすい環境づくりや、地域との連携を行い、ためらいなく生活保護を利用できるよう努めて参ります。

2、 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護は申請主義のため、申請の意思がある方には制度の説明後、申請書の交付・受理を行っております。引き続き適切な対応をまいります。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

「保護決定・変更通知書」は県にて作成・交付しておりますが、不明な点等については相談を受け付けております。引き続き、受給者に寄り添った対応をまいります。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

ケースワーカーに関しても県にて管理しているため、県と連携し対応をまいります。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

修学旅行準備金、制服買替費用に関しても県にて管理しているため、県と連携し対応をまいります。

6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年 7 月には熊谷市で 41・1 度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

国や県に対しては、機会をみて要請してまいります。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

町では、各部署が連携して生活困窮者への対応を行っております。引き続き、各部署との連携を図り、地域の生活困窮者の状況を把握し、適切な対応を行ってまいります。